

令和 7 年度版

個人住民税

実務の手引



公益財団法人 東京税務協会

令和 7 年 度 版

個人住民税実務の手引

凡 例

本文中の法令の略語は、概ね次による。

1. 法令の略称	<略称>
地方税法	法
地方税法附則	法附
地方税法施行令	令
地方税法施行令附則	令附
地方税法施行規則	則
地方税法改正法附則	法改法附
地方税法の施行に関する取扱について	法通知
所得税法	所得税法
所得税法施行令	所得税令
所得税法施行規則	所得税則
所得税基本通達	所得税通
法人税法	法人法
法人税法施行令	法人令
租税特別措置法	租特法
租税特別措置法施行令	租特令
租税特別措置法施行規則	租特則
租税特別措置法（所得税関係）通達	租特通
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	租税条約実施特例法
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	国特例法
行政事件訴訟法	行訴法
行政不服審査法	行審法
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律	新型コロナ特例法
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律	森林環境法
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令	森林環境令

2. 略符号

条番号 1. 2. 項番号 ①. ②. 号番号 一. 二.
 (例示) 地方税法第 5 条第 2 項第一号 法 5 ②一

目次

第1章 総則

第1節 はじめに	1
第2節 租税制度の体系	2
1 租税の種類	2
2 都等の特例	2
3 国税と地方税との差異及び関連	4
(1) 全国ベースと特定地域ベース	4
(2) 国税の課税資料の活用	4
第3節 税法の構成内容及び通則	5
1 法律の構成内容	5
(1) 本法・本法附則及び改正法附則との関係	5
(2) 法・施行令・施行規則及び取扱通知等との関係	5
2 法と条例との関係	7
3 個人住民税の関連法規	8
(1) 個人住民税と所得税法及び租税特別措置法との関係	8
(2) その他の法律との係わり	9
4 課税要件	10
第4節 個人住民税の特徴	12
1 個人住民税の特徴	12
(1) 応益主義の原則	12
(2) 人税としての住民税	12
2 個人住民税の負担の累進効果	13
第5節 おわりに	14

第2章 個人住民税の概要

第1節 個人住民税のあらまし	15
1 納税義務者	15

(1) 区市町村内に住所を有する個人	15
(2) 区市町村内に事務所等又は家屋敷を有する個人で 当該区市町村内に住所を有しない者	16
(3) 外国人等	17
(4) 利子割、配当割、株式等譲渡所得割の納税義務者	18
2 所得の帰属	18
3 非課税	19
(1) 所得割・均等割の非課税	19
(2) 均等割の非課税	21
(3) 非課税規定の不適用	22
(4) 所得割の非課税	22
(5) 所得割の調整措置	24
第2節 均等割	26
1 税率	26
2 均等割の税率の軽減	26
第3節 所得割	27
1 所得割の課税標準	27
(1) 課税標準の算定	27
(2) 非課税所得及び免税所得	29
(3) 所得税法等における所得計算の例によらない地方税法等に おける特別の定め	30
2 総所得金額等の計算	31
(1) 所得計算の通則	31
(2) 各種所得の計算	32
(3) 損益通算	90
(4) 損失の繰越控除	95
3 所得控除	101
(1) 所得控除とは	101
(2) 各種所得控除	101
(3) 所得控除の通則	123

4	課税標準額の計算	125
5	税率及び税額計算	127
(1)	税率	127
(2)	税額計算	128
(3)	税額控除	129
(4)	免税額	163
6	東日本大震災関係の特例	165
7	定額減税の実施（令和6年度税制改正）	169
第4節	申告義務	171
1	住所を有する者の申告義務	171
(1)	申告義務が免除される者	171
(2)	申告書の提出義務者	171
(3)	特殊な申告書	173
(4)	申告書の提出期限が特に定められているもの	173
2	住所を有しない者の申告義務	174
3	給与支払報告書等の提出	174
(1)	給与支払報告書	174
(2)	公的年金等支払報告書	175
(3)	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	175
4	個人住民税の申告書等への個人番号（マイナンバー）の記入	175
第5節	賦課及び徴収	176
1	賦課期日	176
2	徴収の方法等	177
(1)	普通徴収	178
(2)	特別徴収	179
第6節	減免、延滞金及び所得税に関する書類の閲覧等	191
1	減免	191
(1)	減免の対象となる範囲	191
(2)	減免の手続等	192
2	延滞金	192
(1)	延滞金の計算期間等	192

(2) 起算日の特例	194
(3) 延滞金の端数計算	194
(4) 延滞金の免除及び減免	194
(5) 申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正があった場合の延滞金	195
3 所得税に関する書類の閲覧等	195
第7節 退職所得の課税の特例	196
1 分離課税の意義	196
2 課税区市町村及び納税義務者	196
3 分離課税の対象となる退職手当等	197
4 課税標準	197
5 税率及び特別徴収税額の計算	198
6 退職所得申告書	199
7 特別徴収の手続等	200
8 更正又は決定等	200
9 加算金	201
(1) 過少申告加算金	201
(2) 不申告加算金	202
(3) 重加算金	203
第8節 森林環境税	205
1 森林環境税の意義	205
2 税率	205
3 非課税	205
4 免除	206

第3章 事務の実際

第1節 個人住民税の課税事務	208
1 課税のための準備	208
(1) 特別徴収関係	208
(2) 普通徴収関係	209
(3) 住民税課税基本台帳の調製	210

2	各種説明会の実施	211
(1)	年末調整説明会	211
(2)	三団体の協力関係と三税共同説明会	212
3	課税関係資料の整備	213
(1)	給与支払報告書の整理	213
(2)	住民税申告書の受付と整理	214
(3)	確定申告書の収受と事後の整理	216
(4)	各種資料せんの整理	218
(5)	申告特例通知書の処理	218
4	課税計算	219
(1)	給与支払報告書の処理	219
(2)	公的年金等支払報告書の処理	220
(3)	申告書の処理	220
5	納税通知書等の発送と事後の対応	221
(1)	特別徴収	222
(2)	普通徴収	223
(3)	課税内容の問い合わせ等への対応	224
(4)	納税通知書返戻分の調査	225
6	証明書の交付と調定事務	226
(1)	証明書の交付	226
(2)	調定事務	227
7	未申告者等の調査	227
(1)	呼び出し調査	227
(2)	給与の支払者への給与支払報告書の提出依頼	228
(3)	実態調査	229
(4)	扶養親族等に関する調査	229
(5)	家屋敷・事業所等に関する調査	229
(6)	任意調査と強制調査	230
8	留学生等に対する免税	231
(1)	免税の対象者	231
(2)	条約の確認	231
(3)	免税を受けるための届出	231
(4)	租税条約の免税対象税目に住民税がない場合の取扱い	232

9	住民票を置いたまま国外へ出国した者への課税	232
10	納税義務者が死亡した場合の課税	233
11	その他留意すべき点	234
	(1) 税制改正への準備	234
	(2) 新しい制度への対応	235
第2節	徴収事務の要点	236
1	過誤納金	236
	(1) 過誤納金が発生する場合	236
	(2) 住民税における過誤納金の具体例	236
	(3) 還付加算金の起算日	236
2	納税の猶予	238
	(1) 災害などによる徴収猶予	238
	(2) 賦課決定等の処分の遅延等による徴収猶予	238
3	督促状	238
	(1) 時効の完成猶予及び更新	239
	(2) 滞納処分着手のための前提条件	239
4	繰上徴収	239
5	納税義務の承継	240
6	連帯納税義務（責任）	240
7	第二次納税義務	240
8	納付の方法	240
9	課税から滞納処分までの概略	243

第4章 用語の解説

1	書類の送達	244
	(1) 送達場所	244
	(2) 送達方法	244
	(3) 送達期限	245
2	標準税率、制限税率、一定税率及び任意税率	246

3	更正決定等の期間制限と徴収権の消滅時効	247
(1)	更正決定等の期間制限	247
(2)	徴収権の消滅時効	248
4	棚卸資産	248
5	減価償却	249
(1)	減価償却資産の範囲と耐用年数	250
(2)	償却可能限度額と減価償却の方法	250
(3)	償却限度額	251
(4)	減価償却の特例	251
6	引当金及び準備金	252
(1)	引当金	252
(2)	準備金	252
7	納税証明及び課税証明	253
(1)	納税証明の交付事由	253
(2)	納税証明事項	253
(3)	納税証明事項に該当しないもの	253
(4)	課税証明及び非課税証明	254
(5)	その他	254
8	徴収取扱費	254
9	個人の都道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入等及び都道府県への払込み	254
10	不服審査	255
(1)	行政不服審査法の概要	255
(2)	行政事件訴訟法の概要	256
11	守秘義務（秘密漏えいに関する罪）	256
(1)	保護される秘密	256
(2)	守秘義務の適用を受ける職員	257
(3)	守秘義務の解除	257
12	犯則事件の調査及び処分	258
(1)	犯則事件の調査	258
(2)	犯則事件の処分	258

関係資料目次	259
--------	-----

- (資料 1) 給与支払報告書(総括表)
- (資料 2) 給与支払報告書(個人別明細書)
- (資料 3) 公的年金等支払報告書(総括表)
- (資料 4) 公的年金等支払報告書(個人別明細書)
- (資料 5) 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収
- (資料 6) 市町村民税・道府県民税申告書
- (資料 7) 賦課事務年間スケジュール(例)

練習問題目次

【問題1】非課税に係る問題	19
【問題2】所得割及び均等割の非課税に係る問題	23
【問題3】事業専従者控除に係る問題	45
【問題4】家内労働者等の事業所得の特例に係る問題	47
【問題5】特定支出控除の特例に係る問題	50
【問題6】土地建物等の譲渡所得に係る問題	70
【問題7】株式等の譲渡所得等に係る問題	83
【問題8】損益通算に係る問題	93
【問題9】純損失の繰越控除に係る問題	99
【問題10】雑損控除に係る問題	103
【問題11】医療費控除に係る問題	106
【問題12】調整控除及び所得割の調整措置に係る問題	133
【問題13】配当控除に係る問題	137
【問題14】住宅借入金等特別税額控除に係る問題	146
【問題15】寄附金税額控除に係る問題	154
【問題16】配当所得に係る問題	161
【問題17】分離課税による退職所得の課税の特例に係る問題	204

表目次

表 1	地方税の分類	3
表 2	標準世帯における給与所得の変化と税額（所得割）試算表	13
表 3	均等割の標準税率	26
表 4	配当課税の変遷	38
表 5	社会保険診療報酬の概算経費率	44
表 6	給与所得控除額	49
表 7	公的年金等控除額	56
表 7-2	公的年金等所得金額の速算表	58
表 8	分離課税の譲渡所得の特別控除額	69
表 9	NISA制度の概要	80
表10	株式等に係る譲渡所得等の課税の特例一覧	85
表11	所得の種類及び所得金額の計算方法（概要）	88
表12	居住用資産の買替え等の譲渡損失と特定居住用財産の譲渡損失の差異	99
表13	確定拠出年金の拠出者及び拠出限度額	108
表14	生命保険料控除額	111
表15	地震保険料の控除額	112
表16	寡婦控除とひとり親控除	115
表16-2	寡婦及び寡夫の要件	115
表17	配偶者控除の控除額	117
表18	配偶者特別控除の控除額	119
表19	基礎控除の控除額	123
表20	分離課税の税率表	127
表21	人的控除差の一覧	132
表22	配当控除の控除率	136
表23	特例控除の控除率	152
表24	指定都市における税額控除・免税の割合	164
表25	申告書の提出期限が定められている規定	174
表26	死亡の時期による納税義務	233

図目次

図 1 課税標準額の計算関係図	126
図 2 課税から滞納処分までの概略図	243

ことば① (事務所又は事業所 家屋敷)	17
ことば② (総所得金額 総所得金額等 合計所得金額)	28
ことば③ (総合課税 分離課税)	37
ことば④ (青色申告者 白色申告者)	45
ことば⑤ (純損失の金額 雑損失の金額)	98
ことば⑥ (変動所得 臨時所得)	140
ことば⑦ (控除限度額)	159
ことば⑧ (賦課期日)	176
ことば⑨ (特別徴収 普通徴収)	177
ことば⑩ (非課税 減免)	192
ことば⑪ (賦課決定)	222
ことば⑫ (納期 納期限 法定納期限 法定納期限等)	226

第 1 章 総 則

第1節 はじめに

日本国憲法第84条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めて、租税の賦課徴収はすべて法律に基づいて行わなければならないとする「租税法主義」をとっています。

言い換えると、税務行政における職務の遂行については、法的根拠に基づいて行われる必要があり、裁量の余地は法律により定められた範囲に限定されるということです。

特に、個人住民税の根拠法令は膨大であり、内容も地方税法のみではなく、所得税法、租税特別措置法等の多くの関連法規にわたっています。

しかも、この根拠法令は、絶えず変化する社会経済情勢を反映し、種々の要請に対応するため、例年、内容が改正されたり、時限的適用、対象別の特例設定等があります。このため、本則を上回るほどの例外的な規定が多く含まれています。

このように税務行政の運営において、多くの関連法規を必要とするのは、複雑な社会生活の実態に配慮するほか、租税債権の確定に当たっては、適正かつ公平な水準を保持し、納税者の理解と協力を得る必要があるためです。さらには極力主観を排除し、必要事項の法制化を図ることにより、納税者の予見可能性を確保しています。

特に、税法においては、規定内容の客観化、具体化を図るための配慮がなされています。例えば、色々な意味を持っている用語を、法の範囲内において、極力具体的、限定的に定義付けていることなどです。

例：用語（法 1、23、292等）

個人住民税の課税事務の職務遂行においても、適用すべき法令の適正な解釈、運用が不可欠な要件となるため、限られた時間で職務遂行に必要な最新の関連法令に関する知識を習得することが必要となります。

そのためには、職務遂行の過程において、機会あるごとに、職務に関連する根拠

法令等の条文にあたり、確認する努力が必要です。あらかじめ、次のような基本的な事項を習得しておけば、より効果を上げることができます。

- ① 租税制度の体系
- ② 租税法の概要、税法等の構成内容についての基本的な知識
- ③ 担当する個人住民税の関連法令の概要、関連条文等
- ④ 個人住民税の特徴

第2節 租税制度の体系

1 租税の種類

租税は、国が課す国税と、地方団体が課す地方税とに大別されます。

地方団体とは、道府県又は市町村をいい（法1①一）、地方税とは、道府県税又は市町村税をいいます（法1①四）。

なお、都については道府県税に関する規定を、特別区については市町村税に関する規定をそれぞれ準用することとし、所要の読み替え規定が定められています（法1②）。

2 都等の特例

都は、その全域において道府県税を都税として課しますが、特別区の区域においては、市町村税の一部を都税として課することとなっています（法734～735）。

特別区は、市町村税のうち都が課す市町村税を除き特別区税として課することとなっています（法736～737）。

以上の規定による地方税の税目別、課税団体別の内容は「表1」のとおりです。

「表1」 地方税の分類

区分	道府県税	市町村税	特別区の区域における市町村税	
			都 税	特別区税
普通税	道府県民税 個人 法人 利子割 配当割 株式等譲渡所得割 事業税 個人 法人 地方消費税 不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税 環境性能割 種別割 鉱区税 法定外普通税	市町村民税 個人 法人 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税 (平成15年度以降課税停止) 法定外普通税	市町村民税 法人 固定資産税 特別土地保有税 (平成15年度以降課税停止) 法定外普通税	市町村民税 個人 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 法定外普通税
	目的税	入湯税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税	事業所税 都市計画税 法定外目的税	入湯税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税

注 1 「特別区の区域における市町村税」欄

- ①市町村民税（個人）は、特別区民税、市町村たばこ税は特別区たばこ税として課税しています。
- ②市町村民税（法人）は都民税（法人）として、道府県民税法人に合算して課税しています。
- 2 道府県民税（個人）は市町村民税（個人）の賦課徴収の例により、市町村民税（個人）と併せて市町村が賦課徴収します。
- 3 都市計画税を課税する場合は、固定資産税の賦課徴収の例により、固定資産税の賦課徴収と併せておこないます。
- 4 特別区においては国民健康保険税に替えて国民健康保険料を賦課徴収しています。

3 国税と地方税との差異及び関連

(1) 全国ベースと特定地域ベース

国税は全国ベースであるのに対して、地方税においてはその地方団体が課税主体となりうる地域に限定したものととなります。

従って、地方税では、何時の時点で、どの地方団体が、税を賦課徴収することができるかが問題となります。

このため、地方税においては賦課期日、住所要件、事務所又は事業所（以下事務所等といいます。）、分割基準等の概念が必要となります。

(2) 国税の課税資料の活用

地方税のうち、個人住民税、個人事業税においては、納税義務者の所得、収入金額等を用いて租税債権の確定をしています。

その所得等の算定についての根拠法規の大部分は、国税である所得税の根拠法規を準用しているため、個人住民税の賦課決定あるいは申告内容の調査等において、国税の課税資料を主要な資料として活用することとなります。

このような制度のため、個人住民税の賦課決定等のためには、地方税の規定以外に、特に所得税、租税特別措置法に関する多くの関連法規の規定を理解し、それに基づいた運用をすることが必要となります。

第3節 税法の構成内容及び通則

1 法律の構成内容

(1) 本法・本法附則及び改正法附則との関係

租税法の大まかな仕組みをみますと、①本法においては、原則論である本則が、②次に、本法附則においては、当分の間、あるいは具体的に規定された期間における例外的な取扱い等が、③また、改正法附則においては、旧法との経過規定、具体的には施行期日等についてそれぞれ規定されています。

地方税の具体的な例について、見てみましょう。

個人の道府県民税・市町村民税の所得割を課すべき者は、地方税法第32条、第313条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を有する者ですが、当分の間、これらの者のうち、本法附則第3条の3に規定されている所得金額以下の者については、個人の道府県民税・市町村民税の所得割は非課税とする本法の例外的な規定が設定されています。

なお、この規定は、昭和57年法律第10号による改正以後も頻繁に改正されてきており、この規定に関しての過年度の事務処理を行う場合は、この規定の遡及適用の有無を確認しなければなりません。

このように、職務上必要な根拠条文等を確認する際には、必ず本法のみではなく、附則関係についても十分留意する必要があります。

また、この附則関係は、本法のみならず、後述する施行令・施行規則についても、必要な範囲において規定されています。

(2) 法・施行令・施行規則及び取扱通知等との関係

一般的に法律の内容は、抽象的な表現を用いているため、具体的な適用に当たっては、条文の文言のみでは規定しきれない場合があります。統一的かつ客観的で、適正公平な税務行政の運営を確保するには、様々な事例に対応できるよう、より個別的、具体的な法内容の解釈基準等が必要となります。

施行令・施行規則及び取扱通知等はこのような要請に対応するために作られています。

法の内容のうち、具体的な認定基準等については、「政令で定めるところにより…」等の規定により、施行令に委ねられています。

施行規則においては、施行令の内容をさらに具体化したもののほか、納税通知書をはじめとして、税務行政執行上、要式行為として必要な文書の様式を定め、法の内容を的確に、事務運営面に反映させることができるように意図されています。

さらに、様々な事例に即した、より具体的な、法の内容の解釈については、取扱通知等によりなされています。

具体的な例について見てみましょう。

- ① 地方税法第23条第1項第十号において、所得控除の対象となる障害者についての用語の意義が規定されていますが、同施行令第7条第1項第3号においては、この障害者の範囲を例えば、「…身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者」等のように、さらに一層具体的、限定的に定義付けられています。
- ② 施行規則により、施行令の内容を補完している具体例ですが、地方税法第24条第8項に規定する利子等の支払の取扱いをする者については、同施行令第7条の4の2第2項に規定されています。この中に規定されている金融機関については、同施行規則第1条の10により限定列举され、一層の具体化が図られています。
- ③ 次に、取扱通知等の具体例について見てみましょう。

「地方税法の施行に関する取扱について」においては、法の内容について問題となる点を個々具体的な事例としてとらえ、行政庁としての解釈、見解を明らかにしています。

その取扱通知の中で、住民税に関する具体例の一つとして、同通知（市町村税関係）第2章市町村民税、第1節納税義務者、第1個人の納税義務者及び（道府県税関係）第2章道府県民税、第1節通則、第1納税義務者において、法の

内容である市町村民税及び道府県民税の納税義務者について、種々の事例に基づき具体的な定義付けを行っています。

このように取扱通知等は、個別的具体的であるため、これらに基づいた行政運営を徹底すれば、税務行政は客観化、標準化され、税務職員の恣意的要素が排除され、適正公平な事務運営が確保されることになります。

このような役割は、総務省の取扱通知のほか、所得税法の基本通達等、当該法令等の全体を対象として解釈を示す通知（通達）や一定の内容についての解釈を示す個別通知（通達）、地方団体等の法令の解釈・運用への疑義に対する各省庁の見解を示した行政実例等にもあります。

しかしながら、このような取扱通知等はあくまで行政庁としての見解・解釈の基準です。従って、この取扱通知等の内容について、納税義務者と見解が対立した場合には、審査請求等の手続きを経たうえで、最終的には司法の判断を求めることとなります。

2 法と条例との関係

地方団体は、憲法第94条、地方自治法第223条、これに基づく地方税法第2条により、地方税を課することができます。

国の法律である地方税法は、地方税の根拠法規ではありますが、その規定はよるべき基準等を示したものに止まっています。

従って、地方団体が具体的に地方税を賦課徴収するためには、地方税法第3条にあるように、地方団体は、地方税法において認められた範囲内において、自主的に必要な要素を盛り込んだ、法規範としての効力を持った条例を制定しなければならないことになります。

地方税法においては、法定外税の制度等地方団体の自主性を認めていますが、特に税率については一定税率を除き、標準税率と制限税率を設定し、具体的に課税すべき税率は、制限税率を超えない範囲において、地方団体が条例において設定することとされています。（標準税率より低い税率を採用した場合は地方財政法第5条の4第4項により第5条五号（文教施設等）に規定する経費の財源とす

る地方債の発行等をする場合、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないので注意が必要です。)

3 個人住民税の関連法規

(1) 個人住民税と所得税法及び租税特別措置法との関係

- ① 個人住民税の所得割は所得によって課することとされており（法23①二、292①二）、その所得は原則として所得税法その他の所得税に関する法令の規定（所得税法第22条第2項及び第3項に規定されている総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定した（ただし、同法第60条の2から第60条の4までの例によらない）前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額）によります（法32①②、313①②）。

このため、個人住民税の算定に当たっては、法令等に別段の定めが無い限り、対応する所得税法等の規定の適用を受けることとなります。

- ② 次に、租税特別措置法との係わりについてですが、この法律は、主として産業経済的要請等から所得税法、法人税法等の各基本法の内容を暫定的に修正する特例を定めることを目的とするものです。

従って、個人住民税に係わりのある所得税法の規定に租税特別措置法による特例が設定された場合は、原則として個人住民税の算定にも特例による影響が及ぶこととなります。

- ③ 一方、地方税法第32条第2項、第313条第2項にあるように、地方税法又はこれに基づく政令により例外事項が規定されています。

個人住民税、所得税、租税特別措置法との係わりの具体的な例を見てみましょう。

ア 所得税額が免除あるいは、税額控除される場合

租税特別措置法第25条「農業所得の課税の特例」により、肉用牛の売却による事業所得のうち、一定の金額に対応する所得税の額は免除されますが、これは、「総所得金額の計算の例」に関係が無いので、個人住民税に対する影響はありません。

ただし、肉用牛の売却による事業所得については地方税法により、個人住民税所得割の額から政令で定める一定の額を免除することとしています（法附 6）。

これと同じケースとして、租税特別措置法においては、「試験研究費の額が増加した場合」等の所得税額の特別税額控除がありますが、いずれも個人住民税に対する影響はありません（租特法10）。

イ 必要経費の算入の特例について

租税特別措置法第11条～第15条に規定されている「特定設備等」の特別償却や、同法第21条及び第22条～第23条に規定されている準備金として積み立てられた金額等を必要経費に算入する特例については、いずれも、「総所得金額の計算の例」に関するものであるため、個人住民税に直接の影響を与えることになります。

これと同じケースとして、同法第26条「社会保険診療報酬の所得計算の特例」があります。

ウ 総所得金額から分離して課税するもの

たとえば、租税特別措置法第31条～第37条の8の規定により、「土地建物等の譲渡所得」については、総所得金額から分離し、課税することやその際の所得計算等、課税の特例が設けられています。

このため、地方税法第32条及び第313条の規定のみでは、これらの所得は個人住民税の課税対象から外されることになるため、別途、同法本法附則第34条～第35条により、地方税法独自で他の所得と分離して課税の特例を適用し、課税することとしています。

(2) その他の法律との係わり

① 民法等について

民法は、地方税法において多く準用されています。まず、基本的に必要な

規定である「期間の計算及び期限の特例・期間の満了点」（法20の5）については、民法第139条～第143条までの規定を準用しています。

この他にも地方税法では民法や商法等の各法律の規定を用いてその内容を具体化したり、準用、適用しているものがあります。

課税事務では、個人住民税の納税義務者の認定に、「住民基本台帳法の適用を受ける者」の表現があり、徴収事務についても、納税義務の承継、租税債権と他の債権との調整、消滅時効等の規定において、民法の規定が多く準用、使用される等、他の法律を多く用いていますので、条文の解釈にあたっては他の法律を確認することが重要となります。

② 不服審査

税務の処分に対する審査請求についても、地方団体においては一般の行政処分同様に、行政不服審査法、行政事件訴訟法により対応することとなります（地方税法は第19条から第19条の14までに特例規定をおいていますので注意が必要です。）。

4 課税要件

課税事務においては、租税債権を確定させるために、課税要件の充足が必要不可欠なものとなります。

根拠法令の確認に当たっても、この課税要件を意識して行えば的確かつ、能率的に所要の目的を達成することができます。

課税要件としては、課税団体・納税義務者・課税客体（課税物件）・課税標準・税率・帰属が挙げられます。

個人住民税について、具体的にその内容を見てみましょう。

- ① 課税団体について、基本的には、地方税法総則等で、それぞれ道府県民税及び市町村民税について、包括的に規定され、各地方団体間の調整に係る措置については、地方税法第8条～第8条の5までにおいて規定されています。

個別的、具体的には、納税義務者に係る規定によることになります。

- ② 納税義務者については、地方税法第24条、第294条に規定されていますが、

個人住民税については、地方税法第39条、第318条の規定による賦課期日の現況により居住要件等が判定され、年度中途において要件等の変化があっても、月割等の修正は行わないこととなっています。

- ③ 課税客体は、租税債権の対象となる物的基礎である物、行為、事実とされています。

個人住民税の課税客体は、負担分任を意図した均等割と応能的要素をおり込んだ所得割とは異なっています。

ア 均等割の課税客体は、地方団体の所管区域内における次のような事実です。賦課期日現在、個人が居住要件を有している事実

居住要件を有していない者にあつては事務所等又は家屋敷を有している事実

イ 所得割の課税客体は、所得とされています。

- ④ この課税客体を、数量化したものが課税標準であり、これに税率を乗じたものが算出税額となります。

これに税額控除等の調整をしたものが、確定税額となります。

この課税客体の捕捉から、最終の確定税額に至るまでの根拠法規は、第3節1～3において述べたように、地方税法のみでなく、実に多くの関連法規により、時限的、特例的要素を含んだ形で構成されています。

- ⑤ 最後に課税客体等を特定の納税義務者に結び付ける帰属の問題があります。

特に、個人住民税所得割は所得を課税客体としているため、その所得が誰に帰属するかが問題となるケースが多く発生します。

この場合、地方税法においては、実質的に収益を享受する者に課税する「実質課税の原則」をとっており、個人住民税においても地方税法第24条の2の2及び第294条の2の2にその旨の規定が盛り込まれています。

第4節 個人住民税の特徴

1 個人住民税の特徴

(1) 応益主義の原則

地方税は、地方団体の地域社会における行政サービス等を享受する住民や法人に対し、共同経費の対価として、賦課徴収される性格を有しているものです。従って、この共同経費は、広く地域住民及び法人に負担の分任を求める応益主義の原則に立って賄われるべきという考えから、住民税に均等割の制度を設けています。

また、個人住民税における所得割や法人住民税における法人税割という応能主義の原則に立った制度もありますが、個人住民税では、所得割の課税最低限を所得税に比べて低く設定し、納税義務者の範囲を広げるなど、より多くの地域住民に負担を求める制度となっています。

なお、所得割の税率は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う税制改正（平成18年度）に伴い、それまでは課税所得に対応した 3 段階の超過累進税率であったものが、平成19年度からは、一律10%（道府県民税 4 %、市町村民税 6 %・平成30年度から指定都市では道府県民税 2 %、市民税 8 %）の比例税率となり、より応益性の強いものとなりました。

(2) 人税としての住民税

人税とは、所得や財産等が帰属する人を中心として、その人的事情を考慮して、課税する税です。

これに対し、このような人的事情でなく、財産や収益そのもののみに着眼して課税する税が物税です。

個人住民税は所得を課税客体としており、所得控除等きめ細かな人的事情を配慮する等典型的な人税です。

同じ地方税の中でも、事業税や固定資産税は物税とされています。課税客体

としては直接収益や財産を対象としており、人的事情を配慮した規定は少ないものとなっています。

2 個人住民税の負担の累進効果

個人住民税の所得割の税額を算定する計算式は次のとおりです。

$$\text{税額} = (\text{所得} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

この算定方式での税率は一定（10％）ですが、所得控除の制度などにより、一定程度の累進効果をもたらす構造になっています。

具体例として、夫婦・子供二人の標準世帯で年収600万円の給与所得者の給与収入が 5 %又は10%増加した場合の所得、課税所得及び税額の変化について、「表 2」によって概観してみましょう。

「表 2」標準世帯における給与所得の変化と税額（所得割）試算表

（単位：給与収入、給与所得控除、所得、人的控除、社会保険等、課税所得、税額は千円、伸率は％）

給 与 所 得					所得控除		課税所得		税 額	
給 与 収 入	伸 率	給与所得 控除	所 得	伸 率	人 的 控 除	社 会 保 険 等		伸 率		伸 率
6,000	—	1,640	4,360	—	1,540	600	2,220	—	216.5	—
6,300	5.0	1,700	4,600	5.5	1,540	630	2,430	9.5	240.5	11.1
6,600	10.0	1,760	4,840	11.0	1,540	660	2,640	18.9	261.5	20.8

（注 1）税制は、令和 6 年度のものを用いる。

（注 2）人的控除は基礎・配偶者・控除対象扶養親族・特定扶養親族の各控除の合計。

（注 3）社会保険等の数値は、財務省の推計値による収入額が9,000千円以下について10%を使用。

（注 4）伸率はいずれも、収入6,000千円のケースに対するもの。

前記のとおり、（給与）所得が5.5%又は11.0%の伸びの時、税額の伸びは、11.1%及び20.8%に増加しています。

これは、給与所得控除額が収入に対し一定率となっていないこと及び所得控除のうちの人的控除が定額であり、また税額控除のうちの調整控除も所得に応じて増加しないため、相対的に減要素の影響度が減少したためです。

このように人的控除をはじめとする所得控除等が税額に影響することから、個

人住民税においては、これまでも税負担軽減のため、人的控除をはじめとする所得控除等について、所要の改正が行われています。

第 5 節 おわりに

以上が、個人住民税の課税事務に必要な基本的な根拠法令の概要です。個人住民税は、まさに社会経済活動の具体化ともいえる所得を課税客体（課税物件）としている関係から税制上の変更が多くなります。

このような変更に対応するためには、法の立法趣旨、全体の構成等を分析し、特に変更が予測されるポイントをつかみ、意識的に対応する姿勢が大切であると思います。

第 2 章 個人住民税の概要

個人の道府県民税の賦課及び徴収は、その区域内の市町村が個人の市町村民税の賦課及び徴収の例によって、市町村民税の賦課徴収と併せて行うこととなっています。したがって、本章と第 3 章では、市町村民税と道府県民税を包括的に表現する場合は個人住民税と表記し、また、市町村は区を加え区市町村と、道府県は都を加え都道府県と表記することとします。

第 1 節 個人住民税のあらまし

1 納税義務者

区市町村民税の納税義務者は、①区市町村内に住所を有する個人及び②区市町村内に事務所等又は家屋敷を有する個人で当該区市町村内に住所を有しない者です。

①及び②の納税義務者は、以下のとおりそれぞれその要件が異なり、また、課税される個人住民税の内容も異なっています。

なお、都道府県民税の所得割と均等割の納税義務者についても同趣旨の規定があります。

（１）区市町村内に住所を有する個人

①の区市町村内に住所を有する個人は、均等割及び所得割の合算額によって個人住民税が課税されます（法24①一、294①一）。

ここでいう「住所」は、区市町村の課税権の帰属及び納税義務の確定にとって、非常に重要な要素となっています。

税法を解釈する上で住所とは各人の「生活の本拠」（民法22条）と解されていますが、この住所の考え方には単数説と複数説が存在します。

しかし、個人住民税の課税にあたっては、重複課税の防止の観点からもあく